

写

唐津市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月24日

唐津市長 峰 達郎

唐津市

唐津市規則第24号

唐津市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市犯罪被害者等支援条例（平成29年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(遺族見舞金の支給対象者)

第3条 条例第6条第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した市民（当該犯罪行為が行われた時から引き続き本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録された者をいう。以下同じ。）（以下「死亡被害者」という。）の遺族であって、死亡被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に規定する遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。この場合において、遺族見舞金は、第1順位の遺族に支給する。

(傷害見舞金の支給対象者)

第4条 条例第6条第2号に規定する傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により傷害を受けた市民であつて、犯罪行為による傷害についてその治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者とする。

(見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「見舞

金」という。)を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われたときにおいて、被害者（死亡被害者又は前条に規定する者をいう。以下同じ。）又は第1順位の遺族（第1順位の遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

エ 同居の親族

(2) 犯罪行為による被害について、被害者又は第1順位の遺族が次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。

（遺族見舞金の額の調整）

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、条例第6条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

2 第1順位の遺族が2人以上ある場合におけるその者に係る遺族見舞金の額は、条例第6条第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額

をその人数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（支給の申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金の支給を申請する場合 遺族見舞金支給申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することのできる書類

イ 死亡被害者の消滅された住民票の写し

ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書

オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金の支給を申請する場合 傷害見舞金支給申請書（第2号様式）及び次に掲げる書類

ア 申請者が受けた傷害の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書

イ 申請者の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

（支給の申請の期限）

第8条 見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長が当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、こ

の限りではない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給を決定したときは、見舞金支給決定通知書(第3号様式)により、申請を却下したときは見舞金支給却下通知書(第4号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、見舞金支給請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第11条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、見舞金の支給を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所
氏名 (印)
被害者との続柄 ()
電話

遺族見舞金支給申請書

唐津市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて遺族見舞金の支給を申請します。

| | | | |
|----------------------|------------------|---|----|
| 支給申請金額 | | 円 | |
| 犯罪行為が行われた日時 | | 年 月 日 時 頃 | |
| 犯罪行為が行われた場所 | | | |
| 犯罪行為により死亡した者 | ふりがな 氏名及び生年月日 | (年 月 日) | |
| | 犯罪行為が行われたときの住所 | | |
| | 死亡年月日 | 年 月 日 | |
| 犯罪行為による被害の発生状況 | | | |
| 当該犯罪行為に係る傷害見舞金の支給の有無 | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 取扱警察署 | | 警察署 | |
| 他の第1順位の遺族 | 氏名（ふりがな） | 被害者との続柄 | 住所 |
| | | | |
| | | | |
| 備考 | | | |

(状況調査に係る同意確認)

私は、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏名 (印)

唐 津 市

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所
氏名
生年月日
電話

印

傷害見舞金支給申請書

唐津市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて傷害見舞金の支給を申請します。

| | |
|--|-----------|
| 支給申請金額 | 円 |
| 犯罪行為が行われた日時 | 年 月 日 時頃 |
| 犯罪行為が行われた場所 | |
| 犯罪行為による被害の発生状況 | |
| 犯罪行為が行われたときの住所 (現住所と異なる場合のみ記入してください。) | |
| 傷害の状態 | 別添診断書のとおり |
| 取扱警察署 | 警察署 |

(状況調査に係る同意確認)

私は、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏名

印

唐 津 市

第3号様式（第9条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）
については、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

支給決定額

円

第4号様式（第9条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

見舞金支給却下通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・
傷害見舞金）については、次の理由により却下することと決定しましたので通知
します。

理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

唐津市長 様

請求者 住所
氏名
電話

見舞金支給請求書

唐津市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条の規定により、見舞金の支給を請求します。

| | | | | | |
|--------|--------------------------------|--|--|----|--|
| 請求金額 | | 円 | | | |
| 見舞金の種類 | | <input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金 | | | |
| 支払方法 | <input type="checkbox"/> 現金払い | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 口座振込み | フリガナ 口座名義人 | | | |
| | | 金融機関名 (ゆうちょ銀行以外) | 銀行・信用金庫・協同組合 | | |
| | | | 本店・支店 | | |
| | | 種別 | <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通 | 番号 | |
| ゆうちょ銀行 | 記号 | | 番号 | | |

唐 津 市